

1

⑤ 事前協議結果通知(白石市環境課⇒事業者)※事前協議から約1か月



- ⑥住民等説明会の開催
- ・住民等が事業者へ意見を出す期間(概ね2週間)を設けるようお願いします。
- ・住民等から意見の申出があった場合、住民等と協議を行ってください。

事業者は住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。



⑦着工の90日前までに協議届出書とチェック表の提出 (事業者⇒白石市環境課)



⑧審査 ※必要に応じて現地説明会を開催いたします。



⑨協議結果の通知(白石市環境課→事業者)

同意

⑩工事着工 工事着手届出書の提出(事業者⇒白石市環境課)



① 工事完了 工事完了届出書の提出(事業者⇒白石市環境課) ※必要に応じて現地での完了検査を開催いたします。

(事業譲渡等により、地位や事業を承継する場合)

② 承継届出書の提出(事業者⇒白石市環境課)

(事業を終了した場合)

- ③事業終了届出書の提出(事業者⇒白石市環境課)※事業終了が決まり次第速やかに
- ⑭ 発電設備撤去完了届出書の提出(事業者⇒白石市環境課)※完了から30日以内